

第14章. 電子商取引章

1. 電子商取引章の概要

デジタル・プロダクト（デジタル式に符号化され、商業的又は流通のために生産され、及び電子的に送信されるコンピュータ・プログラム等）の無差別待遇、国境を超える情報移転の自由の確保、サーバ等のコンピュータ関連設備の現地化要求の禁止等、電子商取引を阻害するような過剰な規制が導入されないよう各種規律を規定。また、電子商取引利用者の個人情報の保護、オンライン消費者の保護に関する規律を定めるなど、消費者が電子商取引を安心して利用できる環境の整備についても規定。

2. 主要条文の概要

○関税（第14.3条）

いずれの締約国も、締約国の者と他の締約国の者との間の電子的な送信（電子的に送信されるコンテンツを含む。）に対して関税を賦課してはならないこと等を規定。

○デジタル・プロダクトの無差別待遇（第14.4条）（※）

いずれの締約国も、他の締約国の領域において生産等されたデジタル・プロダクト、又は著作者等が他の締約国の者であるデジタル・プロダクトに対し、他の同種のデジタル・プロダクトに与える待遇よりも不利な待遇を与えてはならないこと等を規定。

○国内の電子的な取引の枠組み（第14.5条）

各締約国は、電子商取引に関する国際連合国際商取引委員会モデル法（1996）又は国際契約における電子的な通信の利用に関する国際連合条約（2005）の原則に適合する電子的な取引を規律する法的枠組みを維持すること等を規定。

○電子認証及び電子署名（第14.6条）

いずれの締約国も、電子的な取引の当事者が、当該取引のための適当な認証の方式を相互に決定すること、その取引について認証に関する法的な要件を満たしていることを司法当局又は行政当局に対して証明する機会を与えられることを妨げる措置を採用し、又は維持してはならないこと等を規定。

○オンラインの消費者の保護（第14.7条）

締約国は、オンラインでの商業活動を行う消費者に損害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある詐欺的及び欺瞞的な商業活動を禁じる消費者の保護に関する法律を採用し、又は維持すること等を規定。

○個人情報の保護（第14.8条）

各締約国は、電子商取引の利用者の個人情報の保護について定める法的枠組みを採用し、又は維持すること、自国の法的枠組みを作成するに当たり、関係国際機関の原則及び指針を考慮に入れるべきであること等を規定。

○情報の電子的手段による国境を越える移転（第14.11条）（※）

各締約国は、事業の実施のために行われる場合には、情報（個人情報を含む。）の電子的手段による国境を越える移転を許可すること、締約国が正当な公共政策の目的を達成するため、これに適合しない措置を採用し、又は維持することを妨げないこと等も規定。

○コンピュータ関連設備の設置（第14.13条）（※）

いずれの締約国も、自国の領域において事業を遂行するための条件として、当該領域においてコンピュータ関連設備を利用し、又は設置することを要求してはならないこと、ただし、締約国が正当な公共政策上の目的を達成するため、これに適合しない措置を採用し、又は維持することを妨げないこと等を規定。

○要求されていない商業上の電子メッセージ（第14.14条）

各締約国は、要求されていない商業上の電子メッセージに関し、各締約国の法令によって特定された方法により、受信者の商業上の電子メッセージを受信することへの同意を要求する等の措置を採用し、又は維持すること等を規定。

○ソース・コード（第14.17条）（※）

いずれの締約国も、他の締約国の者が所有する大量販売用ソフトウェア又は当該ソフトウェアを含む製品の自国の領域における輸入、頒布、販売又は利用の条件として、当該ソフトウェアのソース・コードの移転又は当該ソース・コードへのアクセスを原則として要求してはならないこと等を規定。

（※）を付した条文については、投資章、国境を越えるサービスの貿易章及び金融サービス章の関連する規定並びにこれらの章の例外及び適合しない措置（NCM）に関する規定が適用される。